

社会福祉法人真照会報酬等支給基準表

社会福祉法人真照会定款第8条及び第21条等に定める評議員及び役員等の報酬等の支給基準を次表のとおり定める。

役 職	支給基準	報酬額
評議員	(1) 評議員会出席	1回につき10,000円 以内
理事	(1) 理事会出席 (2) 評議員会出席 (理事長、業務執行理事に限る。) (3) 中間監査、決算監査立会 (理事長、業務執行理事に限る。) (4) 例月の職務執行に従事したとき (月1回程度、理事長に限る。) (5) 主要な園行事に出席したとき (年5回程度)	1回につき10,000円 以内 (業務執行理事には支給 しない。)
業務執行理事	(1) 施設長(園長)の業務を分担 執行したとき。	月額300,000円 以内 (「職員給与規程」の適用 を受け、給与を支給される ときには支給しない。)
監事	(1) 理事会出席 (2) 中間監査、決算監査 (3) 評議員選任・解任委員会出席 (4) 上記のほか、必要な監事の職 務を執行したとき	1回につき10,000円 以内
評議員選任・解 任委員(外部委 員に限る。)	(1) 評議員選任・解任委員会出席	1回につき10,000円 以内

※この表に規定のない事項については、別途理事会において定める。